

<各国・地域の大麻・マリファナ政策>

現在世界では、全米 23 州のほか、ドイツ、ベルギー、オランダ、チェコ、オーストリア、ルーマニア、フランス、イタリア、イギリス、スペイン、ポルトガル、デンマーク、フィンランド、スイス、カナダ、オーストラリア、スリランカ、イスラエル、カメルーン、ウルグアイ、ロシアの 21 ヶ国が医療大麻を合法化。ウルグアイは 2013 年 12 月、世界で初めて大麻の栽培や販売を合法化する法案が可決され、2014 年 6 月 18 日には、ニューヨーク州が特定の病状について医師による大麻の処方認めることを発表した。

1. 世界の大麻所持に関する法規制（少量所持）

1990 年、国連総会決議 45/179 に基づき設置された国連薬物犯罪事務所（UNODC）と、その機関の国連薬物統制計画（UNDCP）によって大麻は不正薬物に指定されており、国際的に問題視されている。

今日では、多くの国が大麻に関して原則的に規制をする法律を規定している。これらの法律は、国連の麻薬に関する国際 3 条約（1961 年「麻薬に関する単一条約」/1971 年「向精神薬に関する条約」/1988 年「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」）を批准するに先立ち、国内法を整備するものでどの国でも同程度の規制を整えている（北朝鮮でさえ 2007 年に同 3 条約を批准している）。ただし、条約批准国の中には、一部の国の一部地区において、使用形態・使用用途などを絞って、例外的に許可される場合が存在する。

しかし、麻薬に関する単一条約から 50 年が経った 2011 年に薬物政策国際委員会は、禁止による対策は失敗し薬物による問題を助長しており、当時、薬物の相対的な有害性を誤って評価したことによる規制は特に大麻で明白に異常をもたらし、非犯罪化などの検討が推奨されると報告した。

2. 各国の大麻・マリファナ対策

（1）米国

米国の各州における大麻の法律地図は次のように別れる。

医療用大麻が合法の州

大麻所持が非犯罪化されている州*

医療用と非犯罪化の両方該当する州

大麻が合法化されている州

米国議会が定める連邦法の規制物質法では、少量の所持であっても違法であるのであるが、1977 年にアメリカ大統領の諮問に対するシェーファー委員会の答申に基づいて出されたカーター教書によってマリファナの使用は精神病の原因になるとはいえないこと、個人の少量所持を刑事罰の対象から外すのが望ましいと声明された。その後個人の少量所持に

対しては州によっては非犯罪化が進んだ。大麻は規制物質法の中で、「スケジュール I」に分類される。スケジュール I 物質は、処方箋に書かれることがない。スケジュール I 物質は、麻薬取締局による製造割り当てにより製造が制約される。と定められ、DEA によって厳格に取り締まりを受ける。

州による法の運用は、多くの州が規制物質法に従って執行している。ただ、一部の州（50 州中のうち 13 州）では、自己使用目的の少量（1 オンス=約 28g 以下）の所持が罰金刑などに指定される場合がある[95]。もちろん、これらの 13 州でも「1 オンスを超える量の所持」「大麻樹の所持」「大麻の栽培」「大麻の販売・輸送・配布」「所持量にかかわらず、販売目的での所持」などは重罪であり、懲役刑が科される。

2012 年 11 月 6 日、ワシントン州にて大統領選挙に合わせて住民投票が行われ、同年 12 月 6 日、米国で初めて嗜好用マリファナ（乾燥大麻）の私的使用が合法化された。新法では、21 歳以上に最高 1 オンスのマリファナ所持が認められている[96]。合法的に販売されるマリファナには 25%の税金が州より課せられる[97]。

コロラド州でも同様に 11 月 6 日に住民投票が行われ、合法化が可決された。翌年 1 月 5 日から新法は施行され、[96]州内の住民であれば 1 回当たり最大 1 オンス（約 28 グラム）まで、州外の住民であれば 4 分の 1 オンスまでの購入ができるようになった。現在の店頭価格は 1 オンス当たり 400 ドル～500 ドルで、密売されていた当時の末端価格の 4～5 倍の値がついている。

オレゴン州でも同様に 11 月 6 日に住民投票が行われたが、反対 55%、賛成 45%で合法化が否決されている。

2013 年 9 月 8 日、米国は、マリファナを習慣的に使用している 12 歳以上のアメリカ人は、全体の 12.7%になるとの調査結果を発表した。エリック・ハンプトン・ホルダー司法長官は、児童をマリファナから遠ざける州法の整備を条件に、マリファナを合法化する州で吸引した場合、連邦法の罰則の対象にしないとの方針を表明した[99]。

アメリカにおける医療大麻

連邦法である規制物質法では、医療大麻の合成 THC（商品名マリノール）を、「スケジュール III」に分類している。スケジュール III 物質は医師による処方許容される場合がある。ただし、当局はスケジュール III 物質についても「濫用の危険性」を認めており、安全性を保障するものではない。さらに、食品医薬品局（FDA）と麻薬取締局（DEA）は「大麻には医療価値はない」との見解を示している。

米国では各州議会が定める州法「医療大麻法」により、この医療大麻について、医師の推薦や許可が得られる場合に限って、大麻を所持・栽培できる州がいくつか存在する。ただし、どの州も患者による大麻の販売（転売）や配布は違法行為である。医療大麻法は 1996 年にカリフォルニア州で執行されたのを皮切りに、2014 年 7 月時点で、23 州で合法化されている。

2014年6月19日、ニューヨーク州で医療大麻の使用が合法化されたことが発表された。ただし喫煙による摂取は禁止で、ヴェポライザーもしくはオイルでの使用、食事や薬での摂取に限られる。これによりニューヨークは医療大麻合法化23番目の州となった。

現在の全米50州とワシントンDCの医療用大麻・嗜好用大麻使用の状況は以下の通り。

◎ 医療用大麻・嗜好用大麻合法

コロラド州、ワシントン州

○ 医療用大麻のみ合法

アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、コネチカット州、デラウェア州、ハワイ州、イリノイ州、マサチューセッツ州、メリーランド州、メイン州、ミシガン州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ネバダ州、オレゴン州、ロードアイランド州、バーモント州、ワシントンDC

△ 医療用大麻のみ合法（喫煙や植物の状態での所有は禁止）

ミネソタ州

△ 医療用大麻のみ合法（喫煙は禁止）

ニューヨーク州

(2) 欧州

① EU

欧州でも法文上は、日本の大麻取締法と同程度の厳しい罰則が、輸出・輸入、栽培・販売・輸送・製造、営利目的での栽培・販売・輸送・製造、所持などの行為に科せられている。EUのほとんどの国が、国連の麻薬に関する国際3条約を批准しており、批准に先立って国内法改正により同条約に準拠した罰則を整備することが求められることから、共通の規正法が存在している。また、1999年のアムステルダム条約発行後は、麻薬の売買などの犯罪対策がEUレベルで可能となり、警察・刑事司法協力が実現している。

ただ罰則があるのにもかかわらず、EUでの薬物犯罪は後を絶たない。その中でも大麻は特に使用者が多く、2008年度のEMCDDAの調査によれば、欧州成人における大麻の生涯使用者（今までに1回でも使用したことのある者）は7100万人で、欧州人口の22%にのぼっている。過去1年以内の使用者は、2300万人。過去1月以内の使用者は1200万人。このような大量の薬物使用者が存在する現状に、警察・司法が犯罪撲滅に追いつけない現状にある。

欧州では、繊維利用を目的とし品種改良したアサを、伝統的な呼び名であるヘンプ(hemp)とし、ドラッグとしてのイメージが強いマリファナ、カナビス(cannabis)と区別している。繊維利用を許可するために、陶酔成分0.2%以下のアサの栽培を許可制ないし届出制としている国がある。陶酔成分量0.2%は、自生する麻の陶酔成分量(1%~20%)のものよりも格段に少なく、事実上、ドラッグ目的への不正転用は不可能である。

EUでは、大麻を医療目的に使用することに関して様々な研究をしている。また、EUの

一部には大麻犯罪につき寛容な政策を採用している国が存在する。

②オランダ

オランダでは、大麻などのソフトドラッグ使用者が多く、ソフトドラッグを完全追放できないと考える。これを禁止法で抑えつければ、ソフトドラッグがハードドラッグと同じ闇市場に出回る結果、ソフトドラッグ使用者がハードドラッグ使用に走る機会を増し、薬物による害を増やすことになる。それよりは、行政がしっかり管理できる施設にのみ一定条件下でソフトドラッグ販売を許可し、ソフトドラッグ市場とハードドラッグ市場を完全に分離し、ハードドラッグが入ってこないようにソフトドラッグ市場を限定して厳格に管理したほうが薬物による害は少なくなる（ハーム・リダクション）、と考える。

深刻な薬物汚染という国の事情から、地方自治体は個人使用のための大麻を販売する小売店コーヒーショップを許可する権限を持つ。オランダ国内法では、個人使用のための製造及び所持も違法行為であるため、地方自治体が許可するコーヒーショップは矛盾を抱えた存在である。

矛盾を根源的に解消できる策（法改正等）ではないが、オランダ法務省は1996年から「ソフトドラッグに関する寛容政策（Gedooogbeleid）」というガイドラインを適用している。オランダでは法の刑罰に優先順位を付けており、「個人使用目的とした5グラム以下のソフトドラッグ所持」と「個人使用目的とした0.5グラム以下のハードドラッグ所持」は優先順位が低い。そのため、これらの罪は通常、起訴が猶予される。違法行為ではあるものの、深刻な薬物汚染のために警察・司法の人員の配分を後を絶たない薬物犯罪にあてずに済むようにするためのやむを得ない処置である。ただし、ガイドラインは法の執行基準であるため、これに反して起訴が為されたとしても、ガイドラインを根拠に無罪にはならない。違法行為であることには変わらないのである。

このような法令と法執行基準が明らかに矛盾した状況には、地方政府からも批判の声が上がっている。2005年、国境の町であるマーストリヒトの市長ヘルト・レールス（Gerd Leers）は現在の政策を矛盾していると批判した。大麻の小売と所持を認可する一方、栽培および卸を不認可することにより、政府は治安と犯罪からなる多くの問題を作り出していると、市長は主張している。かつ、栽培の合法化及び調整をするか、又は、完全な抑制をするか、のどちらか一方に切り替えて欲しいと主張している。レールスの主張は地方自治体からの支持を集め、栽培問題を再び議題に呼び戻した。

オランダの薬物政策において、法改正による一部薬物の完全合法化という道を、オランダはとることができない。オランダは1961年「麻薬に関する単一条約」、1971年「向精神薬に関する条約」及び1988年「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の条約国である。このような規制に関する国際条約を締結している以上、法改正により規制を緩和する処置を採ることは条約違反となるため、選択肢として現実的ではない。このことも、法令と法執行に大きな矛盾を抱える一因となっている。

近年、オランダ議会において法令自体を根源的に見直す動きが起こり、各自治体や国

民は関心を寄せている。2008年11月、オランダの政権与党第一党キリスト教民主連盟（CDA/41議席）はソフトドラッグの販売禁止を提案した。ピーター・ファン・ヘールは「ソフトドラッグを販売するコーヒーショップの全面閉鎖」を主張。連立与党第三党のキリスト教連盟党（CU/6議席）もこれを支持した。これに対し、連立与党第2党の労働党（PvdA/33議席）は反対を表明した。

オランダの大麻寛容政策は、その歴史の中で何度も議論が起こり、各党の政治方針の違いが衝突することも多く、政府の見解もぶれ続けてきたが、欧州で深刻だったヘロイン中毒患者を実際に減少させ続けるなど、実績を示したため麻薬政策の先進地・テストケースとして各国に注目されてきた[要出典]。2011年オランダ政府はスカンク等、THCを15%以上含む向精神作用の強い大麻をハードドラッグとして指定。大麻規制が強化された。

③イギリス

2004年に大麻の違法薬物としての分類が下げられ個人使用量相当の所持は取り締まりの対象外である。イギリスにおいて大麻は、1971年薬物乱用法のもとでクラスB（アンフェタミンなどと同等）に分類されていた。薬物乱用法において指定されている薬物の所持及び供給は犯罪であり、刑罰の対象であった。1984年警察及び犯罪証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984）において警察の捜査権限は制限され、警察の無令状での逮捕を制限する概念「逮捕できる罪状（Arrestable offence）」が導入された。これにより、クラスC薬物の所持は「逮捕できる罪状」ではなくなったが、クラスB薬物である大麻の所持は依然「逮捕できる罪状」であった。2001年、トニー・ブレアの労働党政権下で内務大臣であったデヴィッド・ブランケットは、大麻をクラスBからクラスCに変更する可能性を発表した。この活動は、当時、保守党の政治家デービッド・キャメロンにより支持された。2004年に大麻はクラスC薬物となり、所持は「逮捕できる罪状」ではなくなり、大麻の所持は違法ではあるものの非刑罰化された。この変更は、警察当局がその他の犯罪に人的資源を注力できるように計画されていた。オランダ式のコーヒーショップを確立する為の幾つかの案などが、この変更に際して提案されていたが、それらの大部分は廃案となった。

大麻の有害性の知識を国民に広めるキャンペーン（「率直」戦略、FRANK campaign）が始められた。イギリスでは大麻の蔓延が大きな社会問題であるため、2006年に政府の専門委員会が大麻に関する科学的論文を総覧し、その影響について結論した。その結論は、「大麻は有害である。大麻を摂取すれば、広範囲な肉体的・精神的危険にさらされる。」という一文で始まる。しかし「大麻は疑いなく有害だが、クラスBの薬物（非注射のアンフェタミン等）に匹敵する危険はない」とも明言している[要出典]。大麻の有害性を教育現場や一般向けに周知させる政策が2006年からとられることとなった[要出典]。また、同年にリチャード・カボーン前スポーツ担当大臣はロンドンオリンピックでの大麻容認を訴えた。2009年、政府は高濃度のTHCを含む『スカンク』の蔓延、大麻による精神疾患への懸念を理由に、大麻は危険麻薬に再度指定され、クラスCからクラスBに格上げされた。この格上げは、大麻と精神病の関係を示すエビデンスが弱く、クラスCに据え置くべきとする薬物乱

用諮問協議会（ACMD）の勧告を押し切った形で執行された。

④ドイツ

大麻の不法所持は違法であり、罰金及び禁固刑で罰せられる。ただし、警察または検察が公共の重要性がないと判断、あるいは麻薬をわずかな個人使用量だけ所持・栽培している場合、行為者の罪がわずかだと認められれば、検察は起訴しなくとも良いとされている。なお、医療や学術目的による栽培は、例外的に許可されている。

合成 THC を含有する医薬品ドロナビノールは 1998 年から認可されている。

⑤ベルギー

少量所持を許容する法案が可決されたものの、運用方法の曖昧さにより裁判所で却下され、現在国会で条文が再検討されている。条文が再可決されるまでの暫定的なガイドラインとして、少量所持が発覚した場合は口頭注意にとどめ、大麻そのものの没収はしないよう通達されている。

⑥イタリア

最高裁はラスタファリアンの大麻の所持を認める判決を出している。2007 年に医療用の大麻が解禁されたが、国内での栽培は認められていないため、高額な輸入品を買う必要があった。安価な大麻を供給するため、2014 年 9 月 20 日、厳重な警備のもと、イタリア軍施設で医療用大麻を生産する方針が発表された。ただし、民間での栽培は引き続き禁止となっている。

⑦ポルトガル

ポルトガルでは 2001 年に大麻及びその他の軽微なドラッグ（ヘロインやコカインなど）を非犯罪化している。ケイトー研究所の調査では、この非犯罪化政策はドラッグ問題の管理や関連する分野で改善されており、政策を成功としている。

⑧スペイン

現在個人の大麻の使用は合法であるが販売については規制対象である。また 2006 年以降、種子の販売が合法化され、個人栽培が盛んになっている。1990 年代終わりから 2000 年代初頭に医療大麻の非犯罪化が推進された。2001 年にカタロニア地方議会が全会一致で医療大麻の合法化を議決したのを皮切りにアラゴン州やバレアリック諸島等でも合法化され、マドリード大学やバルセロナ大学などで医療分野の研究が盛んに行われている。また 1991 年に非営利で会員に大麻を譲渡する最初の大麻クラブが設立され、現在ではスペイン全土にひろがっている。しかしこれらのクラブが法律に抵触するのかどうかについては議論が続いており、2000 年代に幾度か行われたクラブのオーナーに対して行われた裁判ではそれぞれ矛盾した判決があったが、近年ではこうした大麻クラブに対しても取締りが緩和される傾向にある。2006 年～2007 年には、複数のクラブが大麻の販売で訴追されたが、被告のクラブメンバー等が無罪を勝ち取り、没収された収穫を警察が返納するという判例が出ている。

⑨チェコ共和国

2010年より、個人使用目的の大麻草5本以下の所持は駐車違反程度の罰則となった。

⑩デンマーク

コペンハーゲンにあるクリスチャニアでは使用されている。

⑪スウェーデン

大麻の製造、所持、販売は違法である。ただし、いくつかの政党が大麻の合法化、あるいは罰則の軽減を主張している。

(3) ロシア

医療目的の所持・使用を容認。大麻所持20グラム以下の場合、4000ルーブル以下の罰金か地域奉仕の処罰、20グラム以上は禁固刑となる。

(4) カナダ

医療目的の大麻栽培、所持、使用は合法化されており、カナダ保健省では処方箋のある患者への販売も実施している。また、世界で初めて医療大麻使用者に対する医療費控除制度も導入した。裁判所は大麻禁止法に違憲判決を出している。

(5) イスラエル

2007年から保健省の認可を受けることで医療大麻の使用が可能になった。

(6) ラテンアメリカ

①ウルグアイ

2013年12月10日、政府の監視の下でマリファナの生産・流通・販売を認める世界初の国となった、国際麻薬統制委員会は11日、同国の決定は国際法違反と警告した。

②ジャマイカ

ジャマイカでは1913年より施行された危険薬物法 (**Dangerous Drugs Law**) により、大麻の所持、売買、喫煙は禁止されており、違反者にはそれぞれに応じた罰金刑、懲役刑が科されている。2014年、少量のマリファナの所持を解禁した。

③ブラジル

大麻の少量の個人使用目的での取得、所持、保管、輸送、携行で逮捕の対象とされない。が、社会奉仕命令や薬物講習への参加などの代替刑が科され、それに従わない場合は罰金刑が科される。

④アルゼンチン、チリ

いずれも刑法によって、医療用以外の目的での所持、消費、生産、精製、販売が違法とされ、取締りの対象となっていたが、2009年8月25日にアルゼンチン最高裁はマリファナ使用で成人を罰するのは、その人物が他人を傷つけたのでない限り、違憲だと指摘し、個人的使用や所持は事実上合法化された。

⑤メキシコ

2009年、マリファナ、ヘロイン、コカイン個人の所持を合法化。

(7) オーストラリア

西オーストラリア州を始めとした一部地域では少量所持や栽培が非犯罪化されている。